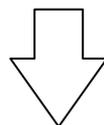


奈良県住生活基本計画 策定スケジュールの見直し（報告）

(1) スケジュールの見直し

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県民							← パブリックコメント →		
委員会	▽ 第1回課題検討会			▽ 第2回課題検討会					▽ 第3回課題検討会
庁内				課内検討					▽ 庁内会議
	← 策定完了 →								



<見直し(案)>

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
県民等								← パブリックコメント →	
委員会		▽ 第2回課題検討会			▽ 第3回課題検討会			▽ 第4回課題検討会	
庁内				課内検討			▽ 庁内会議		
	← 策定完了 →								

(2) 変更の理由

- ・住生活基本計画（全国計画）の策定が遅れる見込みである。
- ・それに伴い、全国計画に即して策定する県計画の案の作成も遅れる。

（住生活基本計画法第17条第1項）

- ・また、住生活基本法第17条第2項第5号に記載する「公営住宅の供給の目標量」における国土交通省との同意協議が完了しないため。